

委 託 仕 様 書

1 委託件名

「第 10 回 歯科衛生士の勤務実態調査」業務委託

2 委託目的

現在の歯科衛生士の就業状況、業務全般、就業環境、労働条件等の現状を把握し、さまざまな問題解決のための基礎資料として活用する。

3 履行期限

令和 7 年 3 月 20 日まで

4 履行場所

公益社団法人日本歯科衛生士会（以下「歯科衛生士会」という。）の指定する場所

5 総 則

- (1) 本委託は、本仕様書の定めに従い実施する。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたり、業務の方針及び目的を充分理解した上で、創造性を充分発揮し全力を挙げ作成にあたるものとする。
- (3) 本委託業務に必要な費用については、原則として受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めがない事項、及び疑義のある事項については、歯科衛生士会の担当者と協議し、決定するものとする。
- (5) 業務完了後において、業務瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (6) 受託者は、中立性を常に堅持しなければならない。
- (7) 受託者は、業務企画書等が委託者に承認された後、業務企画書に基づき業務を開始する。

6 委託内容

(1) 調査内容

歯科衛生士会に所属する全会員（約 15,500 人）に調査を行い、勤務状況等について、勤務形態（常勤・非常勤）・就業形態・業務内容・地区・年代別等に集計・分析する。

① 調査

令和元年度に行われた実態調査の調査票を参考に同様なものを作成し、Web アンケート調査（サンプル数 15,500 件）を行う。なお、有効な調査票の回答率は 50% 以上を目標とし、達しない場合は歯科衛生士会と協議を行い処理する。また、都

道府県別の回答状況を歯科衛生士会が把握するために、委託業者は都道府県別回答数をカウントし、歯科衛生士会へ随時報告を行う。

(受託者が行う処理内容)

- ・ 調査票作成（歯科衛生士会と5回程度の打ち合わせを要する）
質問項目・調査票設計の検討を行い、レイアウトを作成する。
- ・ 回答者の負担を軽減（途中保存の設定）する。
- ・ 質問項目を全て回答の上送信する。

② 集計（歯科衛生士会と2回程度の打ち合わせを要する）

調査票のクロス集計を行う。集計の方法等については属性別に行うとともに、質問間で相関が見られるものについては、歯科衛生士会と協議の上、処理するものとする。

(受託者が行う処理内容)

- ・ Webでの回答状況をWeb回答画面による確認を行うこと。
- ・ 回答データを滅失しないよう管理すること。
- ・ エラーチェック
回答時の記載内容における不明点は、歯科衛生士会と協議し修正する。
- ・ 集計
単純集計を行い、それを基に協議してクロス案を決定する。歯科衛生士会の指定するクロス項目全てを集計する。

③ 集計結果の分析・報告書の作成

(歯科衛生士会と4回程度の打ち合わせを要する)

- ・ 集計結果の分析・報告書の作成
令和元年度に実施された報告書のように、クロス集計ごとに属性間での特徴を分析し、執筆するものとする。また、全ての項目において前回との比較についても執筆を行い、比較グラフを作成する。
- ・ 都道府県別の集計結果・報告書の作成
令和元年度に実施された報告書のように、都道府県別の集計結果表を作成し、報告書の体裁を整え作成する。

(2) 成果の報告

① 集計表の作成

単純集計表を作成する。

歯科衛生士会のクロス属性により、集計表を作成する。

② 報告書の原稿作成

報告書は表やグラフを使用して簡潔明瞭なものを作成する。なおレイアウトや注釈・コメントなどは、歯科衛生士会の指示により行い、論点を明確にすること。

③ その他

報告書の原稿はワード、エクセル様式でのデータを本会に納品する。

7 委託期間

契約締結日から令和7年3月20日まで

8 成果品

- (1) 集計結果表（A4版、調査項目全ての集計表集）
- (2) 調査報告書の原稿（A4版、約200ページ）
- (3) 調査報告書（都道府県別）の原稿（A4版、約200ページ）
※集計結果表及び調査報告書は電子データで提出
（使用ソフトについては歯科衛生士会と協議する）（CD-ROM）
- (4) 歯科衛生士の勤務実態調査の入力データ（最終クリアデータ）
（使用ソフトについては歯科衛生士会と協議する）（CD-ROM）

9 納品先

歯科衛生士会の指定する場所

10 著作権の譲渡等

- (1) 委託者は、成果品が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果品の内容を受託者に承諾なしに自由に公表することができる。
- (2) 委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受託者は、成果品が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的を実現するために著作物の内容を改変するときは、著作物の改変に同意すること。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

11 その他

- (1) 本委託に必要な資料は貸与するが、紛失・破損のないように責任をもって保管し、委託終了後は速やかに返却すること。
- (2) 本委託は、委託の内容及び結果を受託者以外の者に、供与または使用させてはならない。
- (3) 本件契約においては守秘義務があり、知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。
- (4) (2)及び(3)の遵守のため、別に定める「個人情報保護に関する誓約書」を提出すること。